

補助金対象の例【地域福祉活動】

科目	補助対象となる経費の一例	備考
報償費	講師謝礼（友愛活動のための手芸講座、介護ボランティア講座など）	趣味・教養講座は対象外
	講師旅費（同上）	講師が会員の場合は対象外
消耗品費	清掃用具（ゴミ袋・軍手・ゴム手袋・ビニールひもなど）	購入した消耗品が、クラブではなく個人のものになると対象外
	友愛訪問慰問品	交際、慶弔に関する活動（香典、お祝い、お見舞いなどに関する活動）は対象外
	花苗、プランター、肥料、除草剤、真砂土、草刈りの替え刃	記念品、景品、賞品、中元・歳暮などの贈答品は対象外
	文房具、事務用品、用紙、CD-R	総会、定例会、役員会の消耗品費は対象外
	チラシや資料印刷用の用紙、案内状、コピー代、インク代	（対象活動の打ち合わせ会議用は認める）
燃料費	記録写真の焼増し代	会員に配布する記念写真の焼増し代は対象外
	混合油代（草刈機など）	自動車のガソリン代は原則対象外
食糧費	灯油代（講座会場用ストーブなど）	（草の運搬等に自動車を使用した場合のガソリン代の実費分は補助対象）
	パン代・飲物代（清掃活動、防犯活動、見守り活動）	酒類・食事（弁当など）は対象外、会食・宴会と考えられる場合は対象外
	飲物・茶菓子代（友愛サロン）	誕生会、親睦会、懇親会など会員の親睦が主たる目的の行事は対象外
	飲物・茶菓子代（打ち合わせ会議）	旅行の際の菓子代、飲み物代は対象外
材料費	飲物・茶菓子代・弁当代（講師賄い）	総会、定例会、役員会の食糧費は対象外
	（講師賄いとしての弁当は認める）	
材料費	慰問品材料（友愛訪問）、手芸材料（友愛訪問、世代間交流）	
	炊出し材料（友愛訪問、世代間交流）、むかし遊び材料（世代間交流）	
	地域高齢者とのおしゃべりサロン用材料、餅つき材料（世代間交流）	
通信費	切手、はがき、封筒 対象活動における連絡調整にかかる郵送料 クラブ情報を外部へ発信するための郵送料	総会、定例会、役員会の通信費は対象外
使用料及び賃借料	講座教材、会場使用料、設備使用料（講座やサロン）	
	草刈機リース、放送器具借上げ、軽トラックレンタル	
備品購入費	草刈機、はさみ、スコップ、バケツ	購入したものが、クラブではなく個人のものになると対象外
	清掃用具（ほうき・鎌・手鋏・熊手など）	
	安全ベスト、防犯用赤外灯、防犯活動用ジャンパー、帽子、腕章、たすき	
その他	募金活動費 地域福祉活動として、募金や支援を促す活動自体に万年青年クラブとして 取り組む際にかかった経費	募金や寄付そのものは対象外
	修繕費（機械などの修理）	旅行に係る経費は対象外
	印刷製本費（ポスター、会報など）	電車・バスなどの運賃、駐車料金は対象外 高齢者サロンでの足が不自由な方のタクシー代は対象（使用料及び賃借料） 寺社の拝観料、美術館等の入場料は対象外 他団体への協賛金・協力金は対象外（行事を共催する場合の分担金は認めることがある） 市連合会や地区連合会への負担金、その他会費は対象外

補助金対象の例【健康増進活動】

	科目	補助対象となる経費の一例	備考
健康増進活動 健康講座 介護予防講座 健康料理教室 ラジオ体操 健康体操 太極拳 気功 ヨガ 健康ウォーク ハイキング 歌おう会 ゲートボール グラウンドゴルフ 軽スポーツなど	報償費	講師謝礼（スポーツ、健康講座、介護予防講座、健康料理教室） 講師旅費（同上）	趣味・教養講座は対象外 講師が会員の場合は対象外
	消耗品費	チラシや資料印刷用の用紙、案内状 コピー代、インク代 文房具、事務用品、用紙、CD-R ウォーク地図 グラウンド整備にかかる土代、ライン用石灰、白線用テープ カラオケテープ	購入した消耗品が、クラブではなく個人のものになると対象外 交際、慶弔に関する活動（香典、お祝い、お見舞いなどに関する活動）は対象外 記念品、景品、賞品は対象外 中元・歳暮などの贈答品は対象外 会員に対する現物給付となるものは対象外 総会、定例会、役員会の消耗品費は対象外
	燃料費	灯油代、暖房費（講座会場で使用するストーブなど）	自動車ガソリン代は対象外（草刈の草運搬等に使用した場合の実費分は可）
	食糧費	飲物・茶菓子代（打合せ会議） 飲物・茶菓子代（講師贈い）	酒類・食事（弁当など）は対象外 会食・宴会と考えられる場合は対象外 歩こう会など運動における飲料、茶菓子、パン代は対象外 総会、定例会、役員会の食糧費は対象外
	材料費	食材費（健康料理教室） 健康のための栄養管理を学ぶ料理教室や、生活習慣病予防のための料理教室	
	通信費	切手、はがき、封筒 対象活動における連絡調整にかかる郵送料 クラブ情報を外部へ発信するための郵送料	総会、定例会、役員会の通信費は対象外
	使用料及び賃借料	用具レンタル（ゲートボール、グラウンドゴルフなど） 会場使用料、設備使用料 放送器具借上、グラウンド整備にかかる機械使用料	
	備品購入費	ゲートボール、グラウンドゴルフ、スカイクロス用具・ネットなど 優勝旗、トロフィー（一定期間貸与する場合のみ） CDラジカセ（体操用、歌おう会など）、教材（歌おう会など） DVD（介護予防運動など）	購入したものが、クラブではなく個人のものになると対象外
	その他		旅行に係る経費は対象外 電車・バスなどの運賃、駐車料金は対象外 （役員等の歩こう会の下見の交通費実費（旅費）やお茶代は可） 寺社の拝観料、美術館等の入場料は対象外 他団体への協賛金・協力金は対象外（行事を共催する場合の分担金は認めることがある） 市連合会や地区連合会への負担金、その他会費は対象外

下記は地域福祉活動（表面）・健康増進活動（裏面）の共通事項です

※他の課より報奨金や助成金等の支給を受けている事業は万年青年クラブ補助金対象事業には含めることができません。

※補助対象となる経費の一例です。表にないものについても対象になることがありますので、長寿福祉課長寿係までご相談ください。 Tel0742-34-5439（直通）

※領収書は5年間保存してください。